

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江田島市は、市税及び国民健康保険税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県江田島市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税の賦課徴収に関する事務の適正な実施のため、地方税法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【個人住民税】 ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に関する証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会 【軽自動車税】 ①軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理 ②納税通知書による軽自動車税額の通知 ③原動付自転車等のナンバープレートの発行 ④減免申請者への認定と通知 【固定資産税】 ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に関する証明書の発行 ⑤固定資産税台帳の照会 【国民健康保険税】 ①国民健康保険税(料)賦課対象者の判定 ②国民健康保険税(料)の算定 ③納税通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ④国民健康保険税(料)に関する証明書の発行 ⑤国民健康保険税(料)課税台帳の照会 【収納・滞納管理】 ①収納に関する事務 - 徴収簿の作成・督促状や催告書の発送・滞納者から徴収を促すための連絡、訪問、納税相談等 - 不能欠損対象の把握、決定・口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 - 滞納者に関する実態調査・執行機関への滞納処分に係る通知等 - 換価に係る手続(公売等)・滞納処分の執行 ③納税に関する証明書の発行 ④過誤納金の還付に係わる事務
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険賦課システム、収納管理システム、滞納管理システム、確定申告支援システム、国税連携支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、国民健康保険賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、確定申告情報ファイル、国税連携情報ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	実施する 実施しない 未定
②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27、28、29、42、46の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部総務課(0823)43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市市民生活部税務課 (0823)43-1636
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策について次の対策を講じている。これらのことから対策は、十分であると考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか確認をし、裁断処理をしている。	

變更箇所

[illegible]